

# 名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

<平成28年6月・修正案>

名古屋市防災会議



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	10	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 計画の性格等</p> <p>第1 計画の性格</p> <p>1～7 略</p> <p>第2、第3 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 計画の性格等</p> <p>第1 計画の性格</p> <p>1～7 略</p> <p><u>8 名古屋市地域強靱化計画（以下、「地域強靱化計画」という。）は、名古屋市における国土強靱化施策を推進する上での指針とされている。そのため地域防災計画の基本目標が達成されるよう連携を図ることとする。</u></p> <p>第2、第3 略</p>	<p>名古屋市地域強靱化計画策定に伴う整理</p>
2	11	<p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 指定地方公共機関</p> <p>〔<u>中部日本放送株式会社</u>、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム名古屋〕</p>	<p>第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>略</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 指定地方公共機関</p> <p>〔<u>株式会社CBCテレビ</u>、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム名古屋〕</p>	<p>組織の改正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		日本放送協会に準ずる。 第8 略	日本放送協会に準ずる。 第8 略	
3	32	<p>第7節 地震及び被害の想定 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ライフライン被害</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 下水道（名古屋市上下水道局）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 被害想定</p> <p>(ア) 下水道基幹施設</p> <p>水処理センター、ポンプ所などの 基幹施設については、<u>南海トラフ地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震において側方流動による甚大な被害は生じないものの、液状化や地震動による被害が</u>想定される。</p> <p>(イ) 略</p>	<p>第7節 地震及び被害の想定 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 ライフライン被害</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 下水道（名古屋市上下水道局）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 被害想定</p> <p>(ア) 下水道基幹施設</p> <p>水処理センター、ポンプ所などの 基幹施設については、<u>壊滅的な被害は想定されないものの、施設の伸縮目地等からの漏水等部分的な被害が</u>想定される。</p> <p>(イ) 略</p>	標記の整理

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
4	37	<p>第8節 原子力災害の想定</p> <p>第1 略</p> <p>第2 地理的条件などによる原子力災害に対する考え方</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 略</li> <li>➤ 略</li> <li>➤ 略</li> <li>➤ 広域避難の受入れ…ひとたび原子力災害が発生すれば、他の自治体において多数の避難者が発生することが予測される。そのため、本市は、国、県及び原子力事業者等と連携を図り、災害対策基本法第86条の2に基づき避難者の受入れについて想定する。</li> </ul> <p>※ 略</p> <p>[参考] 略</p>	<p>第8節 原子力災害の想定</p> <p>第1 略</p> <p>第2 地理的条件などによる原子力災害に対する考え方</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 略</li> <li>➤ 略</li> <li>➤ 略</li> <li>➤ 広域避難の受入れ…ひとたび原子力災害が発生すれば、他の自治体において多数の避難者が発生することが予測される。そのため、本市は、国、県及び原子力事業者等と連携を図り、災害対策基本法第86条の8に基づき避難者の受入れについて想定する。</li> </ul> <p>※ 略</p> <p>[参考] 略</p>	誤記修正
5	43	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>略</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 市街地の開発・整備</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 都市の防災構造強化</p> <p>略</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 市街地の開発・整備</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>既成市街地内の木造<u>家屋</u>密集地域、公共施設の未整備地区及び新市街地について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を通じ、また、民間による開発を誘導することにより、災害に強いまちづくりに努めるものとする。</p> <p>略</p> <p><u>既成市街地では、老朽家屋の除却、火災の延焼阻止機能を持つ道路、公園等の確保による防災、環境整備を実施している。また、新市街地において実施するものは、無秩序な市街化を防止し、災害の防止その他健全な市街地の形成を図るために進められている。</u></p> <p>現在、本市施行として、大曾根北地区、筒井地区、葵地区、大高駅前地区、<u>ささしまライブ 24 地区及び下之一色南部地区</u>で、また、組合施行として、上志段味地区、中志段味地区、下志段味地区、<u>大高南地区</u>、茶屋新田地区等で事業を実施している。</p> <p>第6～12 略</p>	<p>既成市街地内の木造<u>住宅</u>密集地域、公共施設の未整備地区及び新市街地について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を通じ、また、民間による開発を誘導することにより、災害に強いまちづくりに努めるものとする。</p> <p>略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>現在、本市施行として、大曾根北地区、筒井地区、葵地区、大高駅前地区<u>及び</u>ささしまライブ 24 地区 <u>(削除)</u> で、また、組合施行として、上志段味地区、中志段味地区、下志段味地区<u>及び</u>茶屋新田地区等で<u>土地区画整理</u>事業を実施している。</p> <p>第6～12 略</p>	<p>文言の整理</p> <p>標記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
6	51	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策） 略</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備</p> <p>農地が宅地等に転用されるなど市街化の急速な進展により、土地の利用状況が変化し、雨水の流出形態に影響を及ぼしている。このため雨水の流出量が激増し、在来の排水施設では円滑な雨水排除が困難となり、浸水、湛水の被害が発生している。これに対処するため、「名古屋市総合排水計画」に基づき、河川の整備はもとより排水区の実態を的確に把握し、幹線となる排水路、下水道等の排水施設の整備・改良を始め、排水ポンプ所の新設、機能の強化及び雨水貯留施設の築造等の雨水対策を図るほか、側溝、街きよ等末端の集水機構の整備改良を図る。また、平成12年東海豪雨、<u>平成16年9月の集中豪雨</u>、平成20年8月末豪雨<u>を受けて</u>、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を</p>	<p>第2節 公共施設の整備（風水害対策） 略</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 都市下水路・公共下水道等排水施設の整備</p> <p>農地が宅地等に転用されるなど市街化の急速な進展により、土地の利用状況が変化し、雨水の流出形態に影響を及ぼしている。このため雨水の流出量が激増し、在来の排水施設では円滑な雨水排除が困難となり、浸水、湛水の被害が発生している。これに対処するため、「名古屋市総合排水計画」に基づき、河川の整備はもとより排水区の実態を的確に把握し、幹線となる排水路、下水道等の排水施設の整備・改良を始め、排水ポンプ所の新設、機能の強化及び雨水貯留施設の築造等の雨水対策を図るほか、側溝、街きよ等末端の集水機構の整備改良を図る。また、平成12年東海豪雨<u>や</u>平成20年8月末豪雨<u>などにより</u>、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象<u>として</u>、緊急雨水整</p>	<p>標記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>対象に策定した「<u>緊急雨水整備基本計画</u>」、  <u>「第2次緊急雨水整備計画」</u>に基づく緊急            雨水整備事業を推進するものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化            排水ポンプ所は、上下水道局管理 52            箇所、緑政土木局管理 <u>52</u> 箇所、名古屋            港管理組合管理 2 箇所、湛水防除協議会            等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16            箇所、合計 125 箇所が設置されていると            ころであるが、浸水しやすい地域の実態            にあわせ、都市下水路並びに公共下水道            の計画との関連を考慮し、新設あるいは            増設、ポンプ所の的確な配置等を行うも            のとする。</p> <p>略</p> <p>第5 略</p>	<p>備事業を推進するものとする。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 排水ポンプ所の新設及び機能の強化            排水ポンプ所は、上下水道局管理 52            箇所、緑政土木局管理 <u>50</u> 箇所、名古屋            港管理組合管理 2 箇所、湛水防除協議会            等の管理 4 箇所及び土地改良区管理 16            箇所、合計 125 箇所が設置されていると            ころであるが、浸水しやすい地域の実態            にあわせ、都市下水路並びに公共下水道            の計画との関連を考慮し、新設あるいは            増設、ポンプ所の的確な配置等を行うも            のとする。</p> <p>略</p> <p>第5 略</p>	<p>時点修正</p>
7	54	<p>第3節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>略</p> <p>第1～3 略</p> <p>第4 河川</p> <p>略</p>	<p>第3節 公共施設の整備（震災対策）</p> <p>略</p> <p>第1～3 略</p> <p>第4 河川</p> <p>略</p>	



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 略</p> <p>2 準用河川、普通河川等の整備 準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している施設<u>の</u>整備に努めるものとする。また、耐震点検により対策が必要となった区間においては、耐震性の向上を図っていく。</p> <p>3、4 略</p> <p>第5 港湾 略</p> <p>1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強 略 名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するため<u>ガーデンふ頭に1バース、稲永ふ頭に2バース、金城ふ頭に1バース</u>、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、<u>飛島ふ頭に1バース</u>、国際バルク物流機能を維持するため<u>北浜ふ頭に3バース</u>の耐震強化岸壁を位置づ</p>	<p>1 略</p> <p>2 準用河川、普通河川等の整備 準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している施設<u>についても</u>整備に努めるものとする。また、耐震点検により対策が必要となった区間においては、耐震性の向上を図っていく。</p> <p>3、4 略</p> <p>第5 港湾 略</p> <p>1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強 略 名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するため<u>金城ふ頭に2バース、弥富ふ頭に1バース、横須賀ふ頭に1バース、北浜ふ頭に1バース</u>、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、<u>飛島ふ頭に3バース、鍋田ふ頭に2バース</u>、国際バルク物流機能を維持する</p>	<p>標記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>けている。 略</p> <p>2 海岸保全施設の<u>液状化対策</u></p> <p><u>平成15年度に愛知県が定めた三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、ガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区の整備が完了しており、現在大手ふ頭南、潮風ふ頭鴨浦地区、築地・ガーデンふ頭地区、築地東ふ頭地区、昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>5 堀川口防潮水門、中川口通船門の<u>検証</u></p> <p>東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する<u>耐震性・耐波性を検証し</u>、補強対策を実施している。</p>	<p>ため<u>北浜ふ頭に1バース</u>の耐震強化岸壁を位置づけている。 略</p> <p>2 海岸保全施設の<u>地震・津波対策（液状化対策）</u></p> <p><u>これまでにガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区及び大手ふ頭南地区の整備が完了している。</u></p> <p><u>現在、潮風ふ頭鴨浦地区、築地・ガーデンふ頭地区、築地東ふ頭地区、昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。</u></p> <p><u>また、今後は平成27年度に愛知県が策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。</u></p> <p>3～4 略</p> <p>5 堀川口防潮水門、中川口通船門の<u>地震・津波対策</u></p> <p>東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する<u>（削除）</u>補強対策を実施している。</p>	<p>対策の整理</p> <p>標記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		第6、第7 略	第6、第7 略	
8	58	<p>第4節 ライフラインの整備 略</p> <p>第1 水道施設等 略</p> <p>1 計画目標</p> <p>2 施設の整備</p> <p>(3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>応急給水拠点や避難所となる小学校へ至る管路（応急給水管路）、救急病院や透析医療機関、入所型社会福祉施設などへ至る管路（重要給水管路）の耐震化が完了し、災害時に救護所となる市立中学校へ至る管路を優先的に耐震化している。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3 応急給水施設等の整備</p> <p>(1) 応急給水拠点の整備</p>	<p>第4節 ライフラインの整備 略</p> <p>第1 水道施設等 略</p> <p>1 計画目標</p> <p>2 施設の整備</p> <p>(3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>応急給水拠点や救急病院、透析医療機関などへ至る管路は完了した。引き続き災害時に給水を必要とする避難所へ至る管路の耐震化を優先的に進めている。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3 応急給水施設等の整備</p> <p>(1) 応急給水拠点の整備</p>	<p>対策の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア 浄水場、配水場の<u>常設の応急給水所</u>及び方面別応急給水センターを基地とする給水タンク車等による応急給水体制を確立している。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 通信設備の整備</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 局内の無線設備の統一と災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線の<u>配備を進めている。(平成27年3月現在 59台)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計 <u>11</u> 台、鍋屋上野浄水場に2台、合計 <u>13</u> 台配備している。</p> <p>6 略</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>1 計画目標</p> <p>2 略</p>	<p>ア 浄水場、配水場の<u>災害用常設給水栓</u>及び方面別応急給水センターを基地とする給水タンク車等による応急給水体制を確立している。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 通信設備の整備</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 局内の無線設備の統一と災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線を<u>83台配備している。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計 <u>12</u> 台、鍋屋上野浄水場に2台、合計 <u>14</u> 台配備している。</p> <p>6 略</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>1 計画目標</p> <p>2 略</p>	<p>標記の整理</p> <p>時点修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>3 管路施設の整備            (1)～(3) 略  <u>(4) 市内の軟弱地盤区域等を中心に設定された耐震強化区域内に敷設する管きよについては、耐震性継ぎ手及び耐震管の採用に努める。</u>            (5) 略            (6) 略            (7) 略            (8) 略            (9) 略            (10) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 通信設備の整備            略            (1)～(3) 略            (4) 局内の無線設備の統一と災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線の配備を進めている。<u>(平成27年3月現在 59台)</u>            (5) 略</p> <p>第3、第4 略</p>	<p>3 管路施設の整備            (1)～(3)  <u>(削除)</u></p> <p>(4) 略            (5) 略            (6) 略            (7) 略            (8) 略            (9) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 通信設備の整備            略            (1)～(3) 略            (4) 局内の無線設備の統一と災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線を<u>83台</u>配備している。            (5) 略</p> <p>第3、第4 略</p>	<p>対策の整理            標記の整理</p> <p>時点修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第5 電力施設（中部電力株式会社） 略</p> <p>1 設備別対策                      (1)～(2) 略                      (3) 送電設備                      ア～ウ 略                      エ 地震対策                      (ア) 略                      (イ) 地中送電設備は、ケーブルを収容する管路・洞道が<u>地震動による影響を受ける恐れがあるため、免震的（柔）構造の採用など地盤変動を含めた耐震</u>対策を実施している。                      (4) 略</p>	<p>第5 電力施設（中部電力株式会社） 略</p> <p>1 設備別対策                      (1)～(2) 略                      (3) 送電設備                      ア～ウ 略                      エ 地震対策                      (ア) 略                      (イ) 地中送電設備は、ケーブルを収容する管路・洞道が<u>地盤の液状化等により大きく損傷する恐れがある箇所では、免震的（柔）構造の採用などの</u>対策を実施している。                      (4) 略</p>	<p>対策の整理</p>
9	72	<p>第6節 防災拠点の整備 略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系 略</p> <p>1 防災拠点の役割 図中</p>	<p>第6節 防災拠点の整備 略</p> <p>第1 防災拠点の役割及び体系 略</p> <p>1 防災拠点の役割 図中</p>	

共通編

連番	頁	修正前				修正後				備考
		地域防災拠点	小学校	略	263か所	地域防災拠点	小学校	略	262か所	時点修正
		<p>2 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 気象等観測施設・水防施設等の整備</p> <p>1 気象等観測施設</p> <p>市域内に雨量観測所(市内の土木事務所、水処理センター等)と庄内川水系、天白川水系及び山崎川水系に設けられた水位観測所と市役所(防災指令センター)を結ぶ水防情報システムを整備し、実況監視を行うとともに、観測データの充実と解析に努め水防活動等、防災上必要な情報の収集を図るものとする。</p> <p>2 水防施設</p> <p>(1) 雨量、河川水位観測所</p> <p>雨量観測所(市有32箇所)及び河川水位観測所(市有27箇所)をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測体</p>				<p>2 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 気象等観測施設・水防施設等の整備</p> <p>1 気象等観測施設</p> <p>市域内に雨量観測所(市内の土木事務所、水処理センター等)と庄内川水系、天白川水系及び山崎川水系等に設けられた水位観測所と市役所(削除)を結ぶ水防情報システムを整備し、実況監視を行うとともに、観測データの充実と解析に努め水防活動等、防災上必要な情報の収集を図るものとする。</p> <p>2 水防施設</p> <p>(1) 雨量、河川水位観測所</p> <p>雨量観測所(市有32箇所)及び河川水位観測所(市有27箇所)をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、</p>				<p>標記の整理</p> <p>組織の修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																														
		<p>制の万全を期するものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>河川水位の観測体制の万全を期するものとする。</p> <p>(2) 略</p>																																																																															
10	78	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>略</p> <p>第1、第2 略</p> <p>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">平成27年6月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災活動中核拠点</td> <td>市庁舎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域防災活動拠点</td> <td>区役所(支所)・保健所</td> <td>— (※)</td> </tr> <tr> <td>消防署(出張所)・消防学校</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>環境事業所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害医療活動拠点</td> <td>水道営業所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市立病院</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難所</td> <td>市大病院</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小・中・高校</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教護所</td> <td>その他の施設</td> <td>公会堂</td> </tr> <tr> <td>小・中・高校</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害時要援護者が専ら利用する施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	防災活動中核拠点	市庁舎	—	地域防災活動拠点	区役所(支所)・保健所	— (※)	消防署(出張所)・消防学校	二	環境事業所	—	土木事務所	—	災害医療活動拠点	水道営業所	—	市立病院	—	避難所	市大病院	—	小・中・高校	—	教護所	その他の施設	公会堂	小・中・高校	—			—			災害時要援護者が専ら利用する施設			—	<p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>略</p> <p>第1、第2 略</p> <p>第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">平成28年6月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> <th>耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災活動中核拠点</td> <td>市庁舎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域防災活動拠点</td> <td>区役所(支所)・保健所</td> <td>— (※)</td> </tr> <tr> <td>消防署(出張所)・消防学校</td> <td>多数消防署、有松出張所</td> </tr> <tr> <td>環境事業所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木事務所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害医療活動拠点</td> <td>水道営業所</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市立病院</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難所</td> <td>市大病院</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小・中・高校</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教護所</td> <td>その他の施設</td> <td>公会堂</td> </tr> <tr> <td>小・中・高校</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>災害時要援護者が専ら利用する施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの	防災活動中核拠点	市庁舎	—	地域防災活動拠点	区役所(支所)・保健所	— (※)	消防署(出張所)・消防学校	多数消防署、有松出張所	環境事業所	—	土木事務所	—	災害医療活動拠点	水道営業所	—	市立病院	—	避難所	市大病院	—	小・中・高校	—	教護所	その他の施設	公会堂	小・中・高校	—			—			災害時要援護者が専ら利用する施設			—	<p>時点修正</p>
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの																																																																																
防災活動中核拠点	市庁舎	—																																																																																
地域防災活動拠点	区役所(支所)・保健所	— (※)																																																																																
	消防署(出張所)・消防学校	二																																																																																
	環境事業所	—																																																																																
	土木事務所	—																																																																																
災害医療活動拠点	水道営業所	—																																																																																
	市立病院	—																																																																																
避難所	市大病院	—																																																																																
	小・中・高校	—																																																																																
教護所	その他の施設	公会堂																																																																																
	小・中・高校	—																																																																																
		—																																																																																
		災害時要援護者が専ら利用する施設																																																																																
		—																																																																																
区分	施設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの																																																																																
防災活動中核拠点	市庁舎	—																																																																																
地域防災活動拠点	区役所(支所)・保健所	— (※)																																																																																
	消防署(出張所)・消防学校	多数消防署、有松出張所																																																																																
	環境事業所	—																																																																																
	土木事務所	—																																																																																
災害医療活動拠点	水道営業所	—																																																																																
	市立病院	—																																																																																
避難所	市大病院	—																																																																																
	小・中・高校	—																																																																																
教護所	その他の施設	公会堂																																																																																
	小・中・高校	—																																																																																
		—																																																																																
		災害時要援護者が専ら利用する施設																																																																																
		—																																																																																
11	81	<p>第8節 輸送体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急通行車両等の事前届出</p>	<p>第8節 輸送体制の整備</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急通行車両等の事前届出</p>																																																																															



共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>都道府県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、あるいは制限することが<u>ある</u>。</p> <p>このため、本市においては、発災後の緊急通行車両等の届出、確認の手続きを省略化し、迅速かつ効率的な応急対策活動を行うため、各局・区・室が所有する車両のうち、災害応急対策活動に必要な車両をあらかじめ、緊急通行車両等として、事前に愛知県公安委員会に届け出ることとする。</p>	<p>都道府県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、あるいは制限することが<u>できる</u>。</p> <p>このため、本市においては、発災後の緊急通行車両等の届出、確認の手続きを省略化し、迅速かつ効率的な応急対策活動を行うため、各局・区・室が所有する車両のうち、災害応急対策活動に必要な車両をあらかじめ、緊急通行車両等として、事前に愛知県公安委員会に届け出ることとする。</p>	標記の整理
12	83	<p>第9節 防災情報網の整備 略 第1 情報・通信機器の整備 略 1～2 略 3 災害対策支援情報ネットワークシステム 通常利用されている<u>水防用</u>、事務用、</p>	<p>第9節 防災情報網の整備 略 第1 情報・通信機器の整備 略 1～2 略 3 災害対策支援情報ネットワークシステム 通常利用されている <u>(削除)</u> 事務用、</p>	対策の整理

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>学校教育用などのパソコンを利用し、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（職員参集状況・住民避難状況）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、効率の良い情報処理を行うもの。</p> <p>4 水防情報システム</p> <p>雨量観測所（市有 32 箇所）及び河川水位観測所（市有 <u>25</u> 箇所）をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。</p> <p>5～8 略</p> <p>第2 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>1～2 略</p> <p>3 各局・室・区は、加入電話、専用電話、<u>防災行政無線多重固定系電話</u>及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ</p>	<p>学校教育用などのパソコンを利用し、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（職員参集状況・住民避難状況）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、効率の良い情報処理を行うもの。</p> <p>4 水防情報システム</p> <p>雨量観測所（市有 32 箇所）及び河川水位観測所（市有 <u>27</u> 箇所）をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。</p> <p>5～8 略</p> <p>第2 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>1～2 略</p> <p>3 各局・室・区は、加入電話、専用電話<u>（削除）</u>及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電</p>	<p>時点修正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>情報連絡に使用する電話番号を防災危機管理局危機対策室に報告しておく。</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>話番号を防災危機管理局危機対策室に報告しておく。</p> <p>第3～第4 略</p>	
13	88	<p>第10節 救護・救援体制の整備 略</p> <p>第1 食糧等の確保 略</p> <p>1 備蓄 略</p> <p>このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、南海トラフ巨大地震の被害想定において発生するとされた避難所避難者数約13万8千人に対し、発災後3日分の必要量として、名古屋市震災対策実施計画に基づき平成30年度までに、食糧151万食及び1人あたり2枚となる27万6千枚の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品として</p>	<p>第10節 救護・救援体制の整備 略</p> <p>第1 食糧等の確保 略</p> <p>1 備蓄 略</p> <p>このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、南海トラフ巨大地震の被害想定において発生するとされた避難所避難者数約13万8千人に対し、発災後3日分の必要量として、名古屋市震災対策実施計画に基づき平成30年度までに、食糧151万食及び1人あたり2枚となる27万6千枚の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品として</p>	<p>標記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>は、毛布、紙おむつ等を備蓄する。また、<b>仮設</b>トイレ等についても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、避難所定員に対し、1人あたり3ℓの飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に配慮されたものとする。</p> <p>略</p> <p>2～3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 応急医療体制の整備</p> <p>略</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市立病院の医療機能の確保</p> <p>市立病院は、特に重傷者の治療、収容を行う災害医療活動拠点として診療機能を維持するため、電気・水・ガス等の</p>	<p>は、毛布、紙おむつ等を備蓄する。また、<b>災害用</b>トイレ等についても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、避難所定員に対し、1人あたり3ℓの飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に配慮されたものとする。</p> <p>略</p> <p>2～3 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 応急医療体制の整備</p> <p>略</p> <p>1～2 略</p> <p>3 市立病院の医療機能の確保</p> <p>市立病院は、特に重傷者の治療、収容を行う災害医療活動拠点として診療機能を維持するため、電気・水・ガス等の</p>	<p>標記の整理</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		ライフラインの確保、医薬品・衛生材料・給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確保、 <u>緊急連絡システムの確立</u> 、災害対応マニュアルの見直し等 <u>の整備</u> を行う。 4 略	ライフラインの確保、医薬品・衛生材料・給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確保、 <u>緊急連絡体制の整備</u> 、災害対応マニュアルの見直し等 <u>(削除)</u> を行う。 4 略	
14	96	第12節 災害時要援護者対策 略 第1 避難・誘導対策 略 1～2 略 3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者 ア～カ 略 キ 難病患者のうち次に掲げる者 (ア) <u>神経系統の障害または肢体不自由により歩行障害がある疾患の特定疾患医療給付受給者</u>	第12節 災害時要援護者対策 略 第1 避難・誘導対策 略 1～2 略 3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者 ア～カ 略 キ 難病患者のうち次に掲げる者 (ア) <u>難病患者のうち、神経・筋疾患、循環器系疾患、骨・関節系疾患、呼吸器系疾患及び主症状に中枢神経障害又は精神症状・運動発達遅滞等の症状が含まれている疾病による特定医療</u>	標記の整理

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(イ) <u>心疾患、呼吸器疾患により移動困難である疾患の特定疾患医療給付受給者</u></p> <p>(ウ) <u>重症認定患者</u></p> <p><u>(エ) 障害者総合支援法による居宅介護受給者</u></p> <p>ク ア～キ以外で、自ら<u>災害時要援護者名簿</u>への掲載を求める者。ただし、その者の居住する地域の避難支援等関係者が区役所と名簿情報提供に関する協定を締結している場合に限る。</p> <p>(2) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>第2 略</p>	<p><u>費給付対象者</u></p> <p>(イ) <u>スモン、劇症肝炎、プリオン病、重症急性膵炎による愛知県特定疾患医療給付事業対象者</u></p> <p>(ウ) <u>障害者総合支援法による居宅介護受給者</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ク ア～キ以外で、自ら<u>避難行動要支援者名簿</u>への掲載を求める者。ただし、その者の居住する地域の避難支援等関係者が区役所と名簿情報提供に関する協定を締結している場合に限る。</p> <p>(2) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>第2 略</p>	
15	113	<p>第16節 重要データの管理</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害対策用地リストの管理</p>	<p>第16節 重要データの管理</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害対策用地リストの管理</p>	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>そこで、予め、<b>市所有</b>の一定規模以上の空地については、災害対策用地リストとして防災危機管理局危機対策室において一括管理し、毎年更新を図っていく。</p> <p>1 略</p> <p>2 災害対策用地リストの候補地選定</p> <p>災害対策用地リストとして管理する<b>市所有</b>の空地は、有効面積（上記使用目的に合致し、ある程度平坦な場所をいう。）1,000m<sup>2</sup>以上の公園、緑地、グラウンド、駐車場、造成予定地、公共施設建設予定地、未利用地等をいい、次の要件を付記して整理するものとする。</p> <p>略</p> <p>第3 略</p>	<p>略</p> <p>そこで、予め、<b>市内</b>の一定規模以上の空地については、災害対策用地リストとして防災危機管理局危機対策室において一括管理し、毎年更新を図っていく。</p> <p>1 略</p> <p>2 災害対策用地リストの候補地選定</p> <p>災害対策用地リストとして管理する<b>市内</b>の空地は、有効面積（上記使用目的に合致し、ある程度平坦な場所をいう。）1,000m<sup>2</sup>以上の公園、緑地、グラウンド、駐車場、造成予定地、公共施設建設予定地、未利用地等をいい、次の要件を付記して整理するものとする。</p> <p>略</p> <p>第3 略</p>	<p>標記の整理</p>
16	115	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1 火災予防対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 火災予防思想の普及</p>	<p>第17節 火災予防計画</p> <p>第1 火災予防対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 火災予防思想の普及</p>	





共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		2 略	2 略	
17	129	<p>第 22 節 鉄道災害予防計画 略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 各鉄道事業者の災害予防対策 【市営交通】～【名古屋鉄道㈱】 略 【近畿日本鉄道㈱】</p> <p>1 安全管理のための広報、体制の整備 略</p> <p>体制については、「鉄道災害警戒態勢」のほか、災害発生時における「<u>災害救助規程</u>」及び「運転事故処理規程」等を定め、日常から、関係社員に対し、役割、取扱いの徹底を図る。</p> <p>2～3 略</p>	<p>第 22 節 鉄道災害予防計画 略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 各鉄道事業者の災害予防対策 【市営交通】～【名古屋鉄道㈱】 略 【近畿日本鉄道㈱】</p> <p>1 安全管理のための広報、体制の整備 略</p> <p>体制については、「鉄道災害警戒態勢」のほか、災害発生時における「<u>異例事態対応規程</u>」及び「運転事故処理規程」等を定め、日常から、関係社員に対し、役割、取扱いの徹底を図る。</p> <p>2～3 略</p>	<p>規程の修正</p>
18	134	<p>第 24 節 放射性物質災害予防計画 第 1～第 7 略</p> <p>第 4 <u>被ばく医療機関</u>の把握 放射線被ばく者の措置については、放射</p>	<p>第 24 節 放射性物質災害予防計画 第 1～第 7 略</p> <p>第 4 <u>原子力災害に対応する医療機関</u>の把握</p>	<p>原子力災害対策指針の改正</p>

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		線に関する専門医の診断が必要とされるが、市内に <u>被ばく医療機関</u> が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所(千葉市稲毛区)等の県外の <u>被ばく医療機関</u> の連絡先の把握に努めるものとする。	放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、市内に <u>原子力災害に対応する医療機関</u> が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所(千葉市稲毛区)等の県外の <u>原子力災害に対応する医療機関</u> の連絡先の把握に努めるものとする。	
19	135	<p>第25節 原子力災害予防計画</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 環境放射線モニタリングの実施等</p> <p>1 市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、各地のモニタリングポストから得られる情報を収集し、拡散状況を把握する。併せて、市内の状況を把握するため、モニタリングポストや可搬型測定機器により、空間放射線量の測定を実施し、測定結果をウェブサイトで公表する。</p> <p>2 略</p>	<p>第25節 原子力災害予防計画</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 環境放射線モニタリングの実施等</p> <p>1 市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、各地のモニタリングポストから得られる情報を収集し、拡散状況を把握する。併せて、市内の状況を把握するため、モニタリングポストや可搬型測定機器により、空間放射線量<u>率</u>の測定を実施し、測定結果をウェブサイトで公表する。</p> <p>2 略</p>	標記の整理

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第6 略</p> <p>第7 健康被害防止に係る整備</p> <p>1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内に被ばく医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先を把握する。</p> <p>2～3 略</p> <p>第8～第12 略</p>	<p>第6 略</p> <p>第7 健康被害防止に係る整備</p> <p>1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。</p> <p>2～3 略</p> <p>第8～第12 略</p>	<p>原子力災害対策指針の改正</p>